

第二号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表四十五の項17中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

土地改良法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。